

令和3年9月13日

保護者 様

津島市教育委員会
津島市小中学校長会

保健所の業務がひっ迫している期間における学校による聞き取り調査について（お願い）

平素から本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの感染急拡大により保健所の業務がひっ迫し、感染者から聞き取りをするまでに時間を要し、濃厚接触者の特定が困難な状況にあります。このような状況に迅速に対応する必要があることから、文部科学省及び愛知県教育委員会からの通知をもとに、緊急的な措置として、新型コロナウイルスに感染した場合の聞き取り調査を学校から行います。お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者の候補者になった場合は、下記のような対応をとらせていただきます。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 期 間

愛知県緊急事態措置等の状況下で保健所の業務がひっ迫している期間（※通常の対応に戻る際には、改めて通知をします）

2 対 応

(1) お子様が陽性となった場合

- ・ 学校から感染期間中（発症2日前から）の行動履歴等について聞き取りを行うことがあります。聞き取りにご協力ください。聞き取った情報については、最大限の配慮をして慎重に取り扱います。
- ・ 聞き取りをまとめ作成した文書を、保健所と市教育委員会に提出します。学校医、学校薬剤師も含め相談し、濃厚接触者の候補者や学級閉鎖、臨時休校についても判断していきます。

(2) お子様が「濃厚接触者の候補者」になったと学校から連絡があった場合

- ・ 「濃厚接触者」に準じて取扱うこととし、所定の期間（最後に接触した日を0日目として14日間）、出席停止とします。健康観察と外出自粛を要請させていただきます。
- ・ 医療機関や保健所に、「濃厚接触者の候補者」になったと伝えてください。「行政検査」として検査を受けることができます。（検査料は無料ですが、診察料はかかります）
- ・ 保健所から検査に関する指示がない場合、学校から「行政検査」についてお伝えすることがあります。
- ・ 出席停止中には、医療機関や保健所での検査結果、お子様の病状、いつから登校できるか等について学校にご連絡ください。

3 ご家庭へのお願い

- (1) 保健所から検査に関する指示があった場合は、その指示に従ってください。
- (2) 行政検査に対応していない医療機関もあるので、事前に医療機関にお問い合わせください。
- (3) 感染に関わる情報につきましては、人権尊重及び個人情報保護のため、外部に漏らすことがないよう慎重に取り扱うことをお願いいたします。